

給与法の施行に伴う人事院規則及び事務総長通達の一部改正等について  
(俸給関係)

平成26年11月

I 改正の概要

【人事院規則】

1 人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正

(1) 昇格時号俸対応表等の改正

俸給表の改定に伴い、現行の「昇格時号俸対応表」による昇格後の号俸と対応が異なる場合が生じるため、「昇格時号俸対応表」の改正を行い、併せて「降格時号俸対応表」の改正を行う。

[別表第7及び別表第7の2]

(2) 経過措置

昇格時号俸対応表等の改正により、いわゆる旧法有利が生じることから、今年度内の昇格者等について、この改正による不均衡の発生を防止するための経過措置を規定する。

① 平成26年4月1日から施行日の前日までの間に昇格又は降格した職員のうち、改正後の号俸対応表による号俸が、改正前の号俸対応表による号俸に達しない職員の昇格又は降格時の号俸については、改正前の号俸対応表による号俸とする。

[改正規則附則第2項]

② 施行日から平成27年3月31日までの間に昇格した職員のうち、上記①との均衡上必要があると認められる職員の昇格時の号俸については、改正前の号俸対応表による号俸とすることができるものとする。

[改正規則附則第3項]

2 人事院規則9—136（平成26年改正法附則第2条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付職員の俸給月額の切替え）の制定

適用日の前日において任期付職員法第7条第3項の規定による俸給月額（最高号俸を超える俸給月額）を受けていた特定任期付職員の適用日における新俸給月額は次の表による。

適用日の前日における 俸給月額	新俸給月額
967,000	968,000
1,090,000	1,091,000
1,198,000	1,198,000

3 人事院規則 9—137 (平成27年 1 月 1 日における昇給に関する人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準) の特例) の制定

(1) 昇給の抑制のための読替え

平成27年 1 月 1 日における昇給の号俸数について、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 2 級又は 3 級であるものを除き、昇給号俸数表の C 欄に定める号俸数から 1 を減じて得た数に相当する号俸数 (昇給号俸数が負となるときは、零) とするための読替規定を置く。

(2) 初任給に関する経過措置

① 平成27年 1 月 1 日以後に経験年数等を持って採用された者の初任給決定に当たり、今般及び平成19年から平成22年までの昇給抑制措置を受けた部内の職員との均衡を図るための特例を措置する。

[附則第 2 項]

② 施行日から平成26年12月31日までの間に経験年数等を持って採用された者の初任給決定に当たり、平成19年から平成22年までの昇給抑制措置を受けた部内の職員との間で平成27年 1 月 1 日に受ける昇給抑制を踏まえて均衡を図るため、人事院規則 9—8—57 (人事院規則 9—8 の一部を改正する人事院規則) を一部改正する。

[附則第 3 項]

【通達】

4 給実甲第 号 (平成26年改正法附則第 3 条の規定に基づく号俸の調整について) の制定

昇格時号俸対応表の改正により、いわゆる新法有利が生じることから、適用日前に職務の級を異にする異動等をした職員の適用日における号俸は、その者が適用日に異動等をした場合との均衡上必要と認められる限度において、調整することができることとされており、以下の通り調整内容を定める。

(1) 号俸調整の対象職員

号俸調整の対象職員は、適用日前 (平成 18 年 4 月 1 日から適用日の前日までに限る。以下同じ。) に昇格した職員及び俸給表異動した職員であって、規則 9—8 第 28 条の規定に基づく号俸決定の計算過程において適用日前に昇格をしたこととなるもの並びにこれらに準ずる職員 (適用日前において規則 9—8 第 17 条、第 18 条、第 19 条又は第 26 条の規定に基づき号俸決定された職員のうち、当該号俸決定の際の計算過程において適用日前に昇格をしたこととなる職員) とする。

[第 2 の第 1 項、第 2 項]

## (2) 調整の要領

- ① 適用日前に昇格した職員のうち、当該昇格（直近のものに限る。）が適用日に行われたものとした場合に決定されることとなる号俸が適用日における号俸より有利な職員については、当該決定されることとなる号俸を適用日における号俸とすることができる。

[第2の第3項第1号イ]

適用日前に(1)に定める昇格以外の規定により号俸決定された職員のうち、これらの号俸決定が適用日に行われたものとし、かつ、その号俸決定の計算過程における直近の昇格が適用日に行われたものとした場合に決定されることとなる号俸が適用日における号俸より有利な職員については、当該決定されることとなる号俸を適用日における号俸とすることができる。

[第2の第3項第1号ロ]

- ② 上記の調整において、直近の昇格（再計算過程における昇格も含む。）が2級以上上位の職務の級への昇格であった場合は、直近の昇格が行われた日に現に属する職務の級の1級下位の職務の級へ昇格したものとして改正前の規則9-8の規定を適用した後、適用日に現に属する職務の級への昇格が行われたものとして号俸決定を行う。

[第2の第3項第2号]

- ③ 上記の規定に該当する職員のうち、適用日前の号俸決定に当たって人事院又は事務総長の個別承認を受けた職員にあっては、上記の規定によらず、あらかじめ事務総長の承認を受けて適用日の号俸を決定することができる。

[第2の第3項第3号]

## (3) 職員に対する通知等

改正法附則第3条の規定を適用し、号俸の調整が行われた職員については、必要な通知を行い、調書を作成して算出の過程等を明確にしておくものとする。

[第3]

## 5 給2-113（給与法改正に伴う差額の支給等について（通知））

給与法の改正に伴い、改正後の給与法に基づき平成26年4月1日に遡及して支給される給与と改正前の給与法に基づき既に支給された給与との差額を支給する際の留意事項について通知するもの。

## II 公布（発出）日・施行日

これらの規則及び通達は、改正法の公布の日に公布（通達にあっては発出）する。

これらの規則は、公布の日から施行し、1の規則は、平成26年4月1日から適用する。

以 上